

# 令和4年度 税制改正要望

令和3年11月4日  
公益社団法人 日本農業法人協会

## 1 インボイス制度導入における農産物の買取販売に関する所要の措置

インボイス制度導入における農協等特例では、農業者が免税事業者であっても無条件委託方式でかつ共同計算方式であれば、農協等を通して購入した買い手は消費税の仕入税額控除が可能になる措置が取られている。

一方で、インボイス制度導入後も農業者から買取販売を行っている農業法人等は農協等特例の対象とならないため、農業者からの買取販売に支障を来すことなく、農業法人等の経営発展が着実に図られるよう、農業者が適格請求書発行事業者となるための負担軽減など所要の措置を講じること。

## 2 食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置 (法人税・所得税)

環境負荷低減に取り組む農業者を後押しするため、環境負荷低減に向けた課題を解決するための法的枠組みを整備し、当該法的枠組みに基づき行う先端的技術等への投資について、税制上の特例を設けること。

### 【理由】

農業の環境負荷低減などに取り組みながら持続可能な農業を目指すことは、自然を相手にした産業である農業の発展さらには食料の安定供給につながるものであり、次世代の地球環境を守るうえでも重要な取り組みである。

これを実現するためには、先端的技術等の積極的な導入が必要であることから、導入を促進する税制上の措置を求める。

### **3 輸出拡大を後押しする投資に係る税制措置の新設（法人税・所得税）**

輸出拡大目標に向け、輸出促進法に基づく輸出産地等の輸出事業計画の実施に必要な施設・機械装置等の投資を促進するための税制措置を講じること。

#### **【理由】**

国内では人口減少などにより食品の需要減少が見込まれる一方、世界的には人口増加や経済発展により需要増加が見込まれる。

このような状況下において国内農業のさらなる発展に向け、輸出拡大の取り組みは不可欠であり、輸出拡大のための加工や物流にかかる新たな施設等の整備が必要であることから、設備投資を促進する税制上の措置を求める。

### **4 農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る課税の特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）**

農業者が所有する全農地を新たにまとめて農地中間管理機構へ10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税及び都市計画税が3年間（15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間）1/2に軽減される措置を継続すること。

#### **【理由】**

担い手への農地集積・集約化に向け、複数の所有者から農地を借受けてまとまった形で農地を転貸する農地中間管理機構の役割を維持・強化するためには、離農者等の農地の出し手に対して引き続きメリットを与える必要がある。

### **5 農地等を譲渡した場合の特別控除制度等の新設（所得税・法人税）**

高齢化・後継者不足による所有者不明農地・山林の新たな発生を防ぐため、農地・山林の寄附に関し、寄贈者に対してみなし譲渡所得課税が適用されず、受贈者に対して受贈益への課税が生じない仕組みを創設すること。

### **【理 由】**

令和2年度税制改正で創設された「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」を拡充し、離農・離村によってやむを得ず第三者へ農地等を寄付（無償譲渡）する場合、寄贈者及び受贈者に負担が出ない仕組みを創設する必要がある。

## **6 生産資材及び流通加工の業界再編を進めるために必要な税制優遇措置の延長（登録免許税）**

農業の生産資材及び農産物の流通・加工について、生産・流通構造の改革を進めて業者間の適正な競争を実現することで、農業者にとって有利な資材や販路を選択できる環境を整備する必要がある。このため、過剰供給状態の業界における業者間の合併や寡占状態の業界における新規参入の促進などの業界再編を促す産業競争力強化法等の税制措置を継続すること。

### **【理 由】**

当協会が提言する生産資材価格引下げや自由に資材調達できる環境・構造の実現にあたっては、適正な競争が行われるよう業界再編を進める必要がある。業界再編のためには法規制の見直しや独占禁止法の運用などあらゆる手法を活用すべきであり、その一つとして税制優遇を措置する必要がある。

以上